

# 入札説明書

この入札説明書は、京都府（以下「府」という）が発注する下水汚泥（し渣・沈砂）の処理処分及び収集運搬業務に係る委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第9章第6節、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第5章第6節及び京都府会計規則（昭和46年京都府規則第3号）第7章の規定により行うものとしている。

## 1 入札に付する事項

### (1) 委託業務の内容

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（し渣））（予定数量50トン）  
（処分 流3洛西第13号のA-1、収集運搬 流3洛西第12-01号のB-1）
- イ 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（沈砂））（予定数量30トン）  
（処分 流3洛西第13号のA-2、収集運搬 流3洛西第12-01号のB-2）
- ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（し渣））（予定数量80トン）  
（処分 流3洛南第13号のA-1、収集運搬 流3洛南第12-01号のB-1）
- エ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（沈砂））（予定数量30トン）  
（処分 流3洛南第13号のA-2、収集運搬 流3洛南第12-01号のB-2）
- オ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（し渣））（予定数量90トン）  
（処分 流3上流第13号のA-1、収集運搬 流3上流第12-01号のB-1）
- カ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（沈砂））（予定数量10トン）  
（処分 流3上流第13号のA-2、収集運搬 流3上流第12-01号のB-2）

### (2) 業務を行う期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### (3) 収集場所（下水汚泥積込場所）

- ア 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター（長岡京市勝竜寺樋ノ口地内）
- イ 木津川流域下水道洛南浄化センター（八幡市八幡焼木地内）
- ウ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター（相楽郡精華町下狛椋ノ木地内）

### (4) 業務の方法等

別添仕様書のとおり

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「確認申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1  
京都府流域下水道事務所総務課  
電話番号(075)954-1877  
ファクシミリ番号(075)955-2224

- (2) 入札説明書等の交付期間

令和2年12月16日(水)から令和3年1月15日(金)まで(日曜日、土曜日、祝日及び令和2年12月29日(火)から令和2年12月31日(木)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札説明書等の入手方法

原則として、(2)の期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(2)の期間に(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を1社のみで自ら行う単体の業者（以下「単体業者」という。）又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ（以下「グループ業者」という。）のいずれでも差し支えないものとするが、次に掲げる条件を全て（グループ業者にあつては、グループ業者のうち収集運搬業者は(4)、処分業者は(3)を除く。）満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (3) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）であること。

イ 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「廃棄物処理」 一小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成23年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

オ 自動車による収集運搬を行う場合にあつては、仕様書に定める荷台構造等の条件を満

たしている車両を2台以上有している者であること。

(4) 産業廃棄物の処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分量の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「処分業者」という。)であること。

イ 令和元・2・3年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「廃棄物処理」 一小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であって平成23年度以降に下水汚泥を処分した履行実績を有する者であること。

(5) グループ業者の要件

ア 構成員の数は、2者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。

イ 代表者及びその他の構成員は、同一業務に対し重複して参加資格申請を行っていないこと。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書(別記様式1)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和3年1月14日(木)及び令和3年1月15日(金)

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参して提出すること。

イ 郵送により提出する場合

郵便書留等の配達記録が残る方法を利用して、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、単体業者にあつては、イ及びクの提出は不要である。

ア 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 共同入札願(別記様式2)(グループ業者として申請する場合に限る。)

ウ 同種業務の受託実績調書(別記様式3)

※ 3の(3)のウ又は3の(4)のウに掲げる実績があることを判断できる同種業務の受

託実績を少なくとも1件、別記様式3に記載すること。なお、グループ業者として申請する場合は、構成員ごとに作成すること。

エ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

※ ウの同種業務の受託実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者であることを証する許可証の写し及び同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者であることを証する許可証の写し

カ 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であることを証する許可証の写し(自動車による収集運搬を行う場合に限る。)

キ 使用予定車両一覧表(別記様式4)及び自動車検査証の写し

※ 使用予定車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明できるもの(当該部分のわかる写真等)を添付すること。

ク 業務分担内訳表(別記様式5)(グループ業者として収集運搬業者であるその他の構成員を2者以上申請する場合、それぞれの構成員の予定数量等内訳を記載したもの)

ケ 取引使用印鑑届(別記様式6)

※ グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

コ 委任状(権限を営業所長等に委任する場合に限る。)(別記様式7)

※ グループ業者として申請する場合で営業所長等に委任するときは、当該構成員は必要な事項を委任事項として提出すること。

(5) 資料等の提出

ア 複数の業務について申請しようとする(グループ業者として申請するときは、構成員が同一の場合に限る。)場合においても、申請書等は1部の提出で差し支えない。

イ 申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 資格審査結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和3年1月20日(水)までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 5 配布資料等に関する質問回答

(1) 質問については、質疑書(別記様式8)に要点を簡潔かつ明確に記載し、ファクシミリで2の(1)の場所へ提出すること。(郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。)

(2) 受付期間

令和3年1月21日(木) 午後4時まで

(3) 回答

令和3年1月25日(月)までに京都府流域下水道事務所ホームページに掲載する。

## 6 入札及び開札の日時、場所

入札は、下表の組み合わせにより合冊入札で執行する。

### (1) 日時

入札単位		入札日時	業務の内容		
1の(1)のアの業務	合冊入札	令和3年1月 27日(水) 午前10時	洛西	し渣	処理処分及び収集運搬
1の(1)のイの業務			洛西	沈砂	処理処分及び収集運搬
1の(1)のウの業務	合冊入札	令和3年1月 27日(水) 午前10時30分	洛南	し渣	処理処分及び収集運搬
1の(1)のエの業務			洛南	沈砂	処理処分及び収集運搬
1の(1)のオの業務	合冊入札	令和3年1月 27日(水) 午前11時	上流	し渣	処理処分及び収集運搬
1の(1)のカの業務			上流	沈砂	処理処分及び収集運搬

### (2) 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

## 7 入札方法

(1) 入札者（グループ業者の場合は、代表者（処分業者）。以下同じ。）は、6の(1)に示す日時に、6の(2)に示す場所へ、入札書（別記様式9）及び内訳書（別記様式10）を持参することとし、郵送又は電送による入札は認めない。

また、入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(2) 代理人が入札する場合は、委任状（別記様式11）を提出しなければならない。

また、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(3) 入札書及び内訳書は、必要事項を全て記入して、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に開札日、合冊とするそれぞれの業務名及び入札書が在中している旨を記載し、封筒の開口部全てを封印すること。ただし、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあつてはこの限りでない。

(4) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単価重量当たりの収集運搬費及び処分費を設定することを条件とする。

なお、入札書に記載する金額は、合冊入札単位の業務に係る合計額（し渣及び沈砂の各予定数量に対する単価重量当たりの処分費及び収集運搬費を乗じた額の総計。）とする。

(5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(6) 入札者は、いったん入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(7) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執

行する。

- (8) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に対する総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札回数は、2回までとする。
- (11) 再度入札を行う場合は、次による。
  - ア 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格（収集運搬費と処分費の合計額）のみを発表するものとする。
  - イ 次に該当する者は、再度入札することはできない。
    - (イ) 無効の入札をした者
    - (イ) 当初の入札に出席していない者
  - ウ 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。
  - エ 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。
  - なお、くじの方法は次のとおりとする。
  - ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。
  - イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。
  - ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退しくじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

## 9 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

- (1) 3に掲げる資格のない者の行った入札
- (2) 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札

- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札
- (6) 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- (7) 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札
- (8) 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- (9) 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- (10) その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

#### 10 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 11 契約書の作成

要する。

#### 12 入札保証金

免除する。

#### 13 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

#### 14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

#### 15 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この入札に係る令和3年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。